

## 教科書採択制度の概要

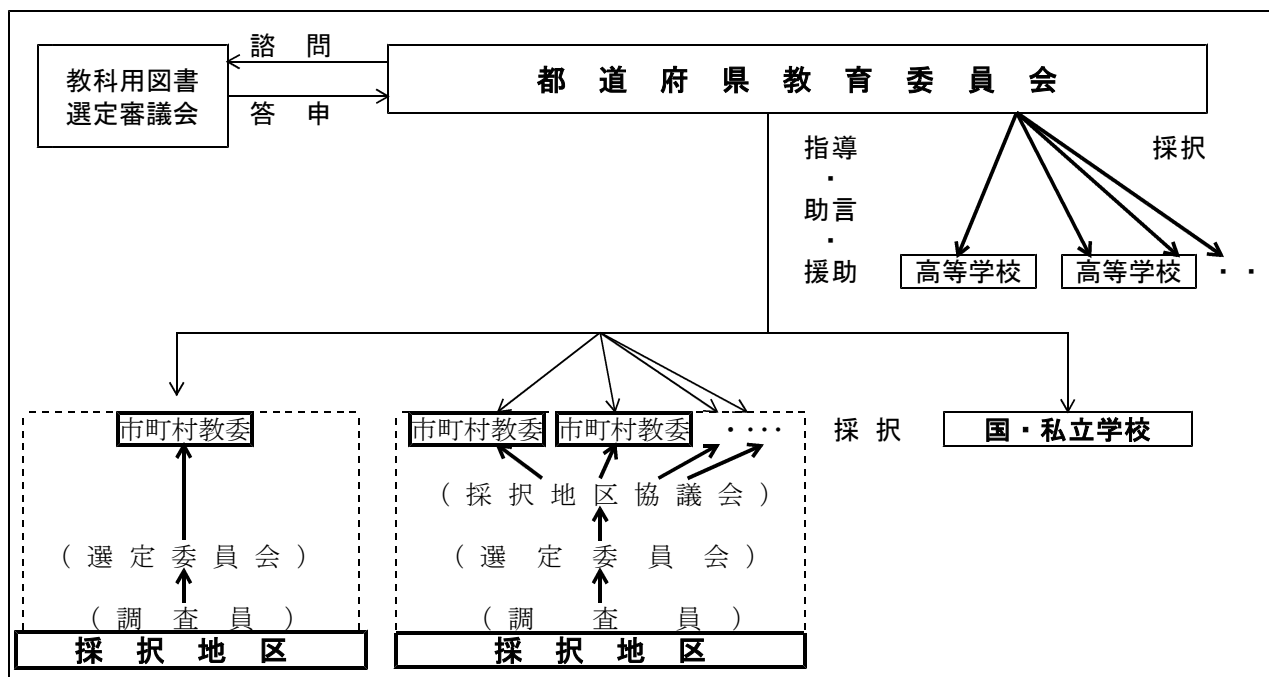
教科書の採択は、公立学校では都道府県・市町村の教育委員会（※1）が、国立・私立学校では校長（※2）が行う。

市町村立小中学校の教科書については、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて市郡を単位として採択地区を設定する（※3）。採択地区が二以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は同一の教科書を採択する（※4）。

都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会の諮問・答申に基づき、市町村教育委員会に対し必要な指導、助言、援助を行う（※5）。

### 共同採択制度の意義

- ① 調査研究に地区内の多くの教員等が参画でき、教科書内容についての綿密な調査研究が可能となること
- ② 地区内の教員が共同で教材研究や授業研究を行うことが可能となること
- ③ 周辺市町村への転校により教科書が変わるという学習上の不便が生じないこと
- ④ 教科書の円滑な供給と教科書価格の低廉化が期待できること



- ※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号
- ※2 教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項
- ※3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項、第2項
- ※4 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項
- ※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項

## 参考条文

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）【抄】 （教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～五 （略）

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七～十九 （略）

### ○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）【抄】

第7条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 （略）

### ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）【抄】

（都道府県の教育委員会の任務）

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3 （略）

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 （略）

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2・3 （略）

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 （略）